

民間事業者等提出意見の取扱いについて（案）

平成 11 年 10 月 日

民間資金等活用事業推進委員会決定

- 1 民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項の規定に基づき、民間事業者等から民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を受け付けるものとする。
- 2 意見の提出は、書面により受け付けるものとする。
なお、ファクシミリ又は電子メールによるものについては、書面によるものとみなす。
- 3 意見は、内閣総理大臣官房内政審議室民間資金等活用事業推進室において受け付けるものとする。
- 4 委員会は、必要があると認めたときは、提出された意見について調査等を行うものとする。
- 5 委員会は、必要があると認めたときは、関係行政機関の長に対し、当該意見を送付するものとする。
- 6 委員会は、意見を提出した者が自己の氏名等を秘密にすることを希望した場合、又は、事案の性質により、その内容の一部を関係行政機関に対して秘匿することを適当と認められた場合には、当該希望等に係る事項につき秘密の保持に努めなければならない。
- 7 この決定の実施について必要な事項は、民間資金等活用事業推進委員会委員長が定める。